

令和7年度 石川県国土利用計画審議会 次第

日時：令和8年3月5日（木）10:30～
場所：石川県庁行政庁舎11階 1110会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 石川県土地利用基本計画の変更(案)について
- (2) 森林地域の縮小案件に係る会長専決及び情報提供(報告)について
- (3) 石川県国土利用計画審議会運営要領の改正について

4 閉 会

(配付資料)

- 1 石川県国土利用計画審議会委員名簿
- 2 石川県国土利用計画審議会座席表
- 3 資料① 石川県土地利用基本計画の変更について（案）
- 4 資料② 石川県土地利用基本計画の変更（案）補足説明資料
- 5 資料③ 変更地域の位置図
- 6 資料④ 森林地域の縮小案件に係る会長専決及び情報提供（報告）説明資料
- 7 資料⑤ 石川県国土利用計画審議会運営要領の改正について
- 8 参考資料1 土地利用基本計画の概要
- 9 参考資料2 土地利用基本計画（森林地域）の変更における取扱い
- 10 参考資料3 石川県国土利用計画審議会条例、運営要領

石川県国土利用計画審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	役 職 名	出 欠
1 ◎ <small>いけもと りょうこ</small> 池 本 良 子	金沢大学名誉教授	
2 <small>おおつき まゆみ</small> 大 月 真由美	NPO法人石川県防災士会副理事長	
3 <small>さかもと ちづる</small> 坂 本 ちづる	石川県林業研究グループ連絡協議会相談役理事	
4 <small>たじり すみえ</small> 田 尻 純 江	一般社団法人石川県建築士会女性委員会顧問	
5 ○ <small>たちばな じゅんきち</small> 橋 順 吉	石川県森林組合連合会代表理事副会長	
6 <small>とね ひろこ</small> 戸 根 比呂子	金沢学院大学文学部准教授	
7 <small>なかがわ ひさみ</small> 中 川 久 美	石川県商工会女性部連合会副会長	欠席
8 <small>ながした かずひろ</small> 永 下 和 博	社会福祉法人石川県社会福祉協議会専務理事	欠席
9 <small>ばんしょう みき</small> 番 匠 未 樹	石川県青年団協議会常任理事	欠席
10 <small>ひろさわ たかこ</small> 廣 澤 貴 子	J A 石川県女性組織協議会会長	
11 <small>まつおか ひとし</small> 松 岡 等	株式会社中日新聞社北陸本社編集局報道部員	
12 <small>みやまえ わかえ</small> 宮 前 若 恵	日本労働組合総連合会石川県連合会副事務局長	
13 <small>むらやま たかし</small> 村 山 卓	石川県市長会会長	欠席
14 <small>もろえ みわ</small> 諸 江 美 和	公益社団法人石川県不動産鑑定士協会会長	
15 <small>よこやま しゅもん</small> 横 山 朱 門	株式会社北國新聞社論説主幹	

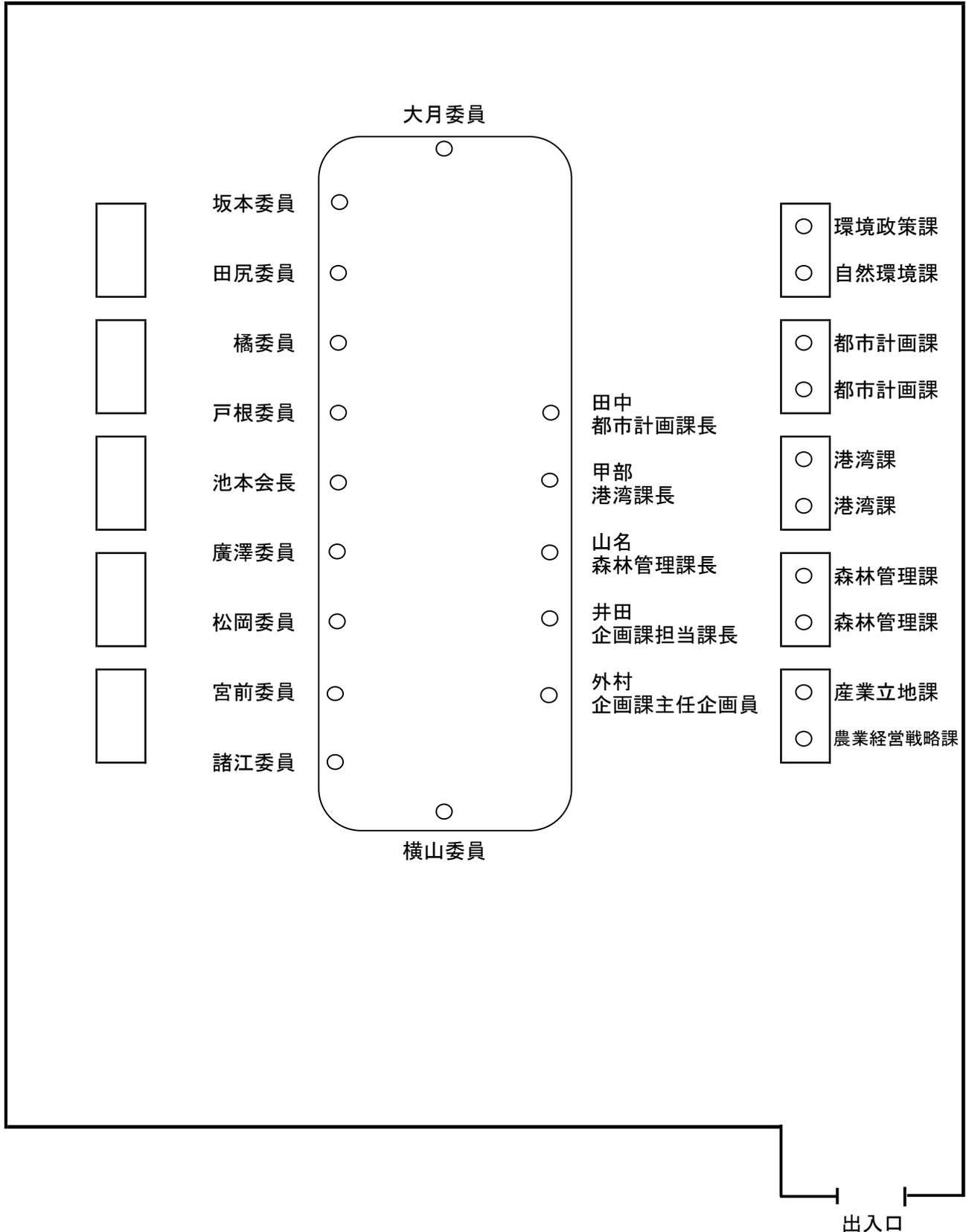
◎会長 ○会長職務代理

任期：令和5年4月25日～令和8年4月24日（3年間）

石川県国土利用計画審議会 座席表

日時: 令和8年3月5日(木) 10:30~

場所: 石川県庁行政庁舎 11階 1110会議室



石川県土地利用基本計画の変更について(案)

令和8年3月

石 川 県

別紙様式

変更内容説明書

1 五地域区分の変更概要

(1)総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	104,091.0	24.9	6.1		6.1	104,097.1	24.9
農業地域(b)	221,163.0	52.8			0.0	221,163.0	52.8
森林地域(c)	294,648.1	70.4		9.6	-9.6	294,638.5	70.4
自然公園地域(d)	52,564.0	12.6			0.0	52,564.0	12.6
自然保全地域(e)	1,058.0	0.3			0.0	1,058.0	0.3
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	673,524.1	160.7	6.1	9.6	-3.5	673,520.6	160.7
白地地域	4,102.0	1.0			0.0	4,102.0	1.0
県土面積	419,094.0	100.0				419,094.0	100.0

注1: 県土面積は、令和7年7月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名	関係市町名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の地目現況 (ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目	面積			
					名称	面積	名称	面積						
1	七尾都市地域 おおた 〔大田地区〕	七尾市 大田町	6.1							その他	6.1	公有水面埋立により生じた土地であり、 現行の都市地域と一体の土地として総合的に 開発・整備・保存する必要があるため。 (臨港地区に指定することで、適正な港湾の 管理運営を図る)	昭和47年都市計画区域となる地域として、 都市計画決定済み	<都市計画法> ・昭和47年都市計画決定の際、関係機関と調整 済み ・七尾市と用途地域指定の協議中 ・竣工認可: 令和8年3月予定
2	金沢森林地域 しもだに 〔下谷地区〕	金沢市 下谷町		6.9	都 農	6.9 調整 6.9 農用	6.9 0.7			道路	6.9	他用途転用により現況が森林でなくなり、 森林としての利用又は保全を図る必要がない ため。(道路を新設)	地域森林計画の変更 (令和7年度)	地域森林計画変更に係る林野庁との協議済 (R8.1) 林地開発連絡調整協議 了承年月日: H18.5.25 完了確認年月日: R6.11.5
3	津幡森林地域 たけのはし 〔竹橋地区〕	津幡町 竹橋		2.7	農	0.2				道路	2.7	他用途転用により現況が森林でなくなり、 森林としての利用又は保全を図る必要がない ため。(道路を新設)	地域森林計画の変更 (令和7年度)	地域森林計画変更に係る林野庁との協議済 (R8.1) 林地開発連絡調整協議 了承年月日: H30.4.25 完了確認年月日: R7.1.8
合 計			6.1	9.6										

2 計画図(変更区域・変更位置図)

別紙のとおり

3 計画書

変更なし

4 市町・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
庁内関係課へ意見照会	済	特になし

(2) 市町(国土利用計画法第9条第12項関連)

市町村名	調整状況	主な意見等
金沢市、七尾市、津幡町	済	特になし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等(意見聴取済の場合)
石川県国土利用計画審議会	3月5日開催	

(4) 国土交通省等との事前調整

機関名	調整状況	主な意見等(調整済の場合)
国土交通省、関係省庁	済	特になし

(5) 国との調整スケジュールに係る要望(国からの回答期限に係る希望・理由(任意))

--

※運用指針.17に記載のとおり、事前調整を行った場合は、国交省が関係省庁との調整を開始してからおよそ3~4週間、事前調整を行っていない場合は、関係省庁との調整を開始してからおよそ6週間程度で回答することを想定。

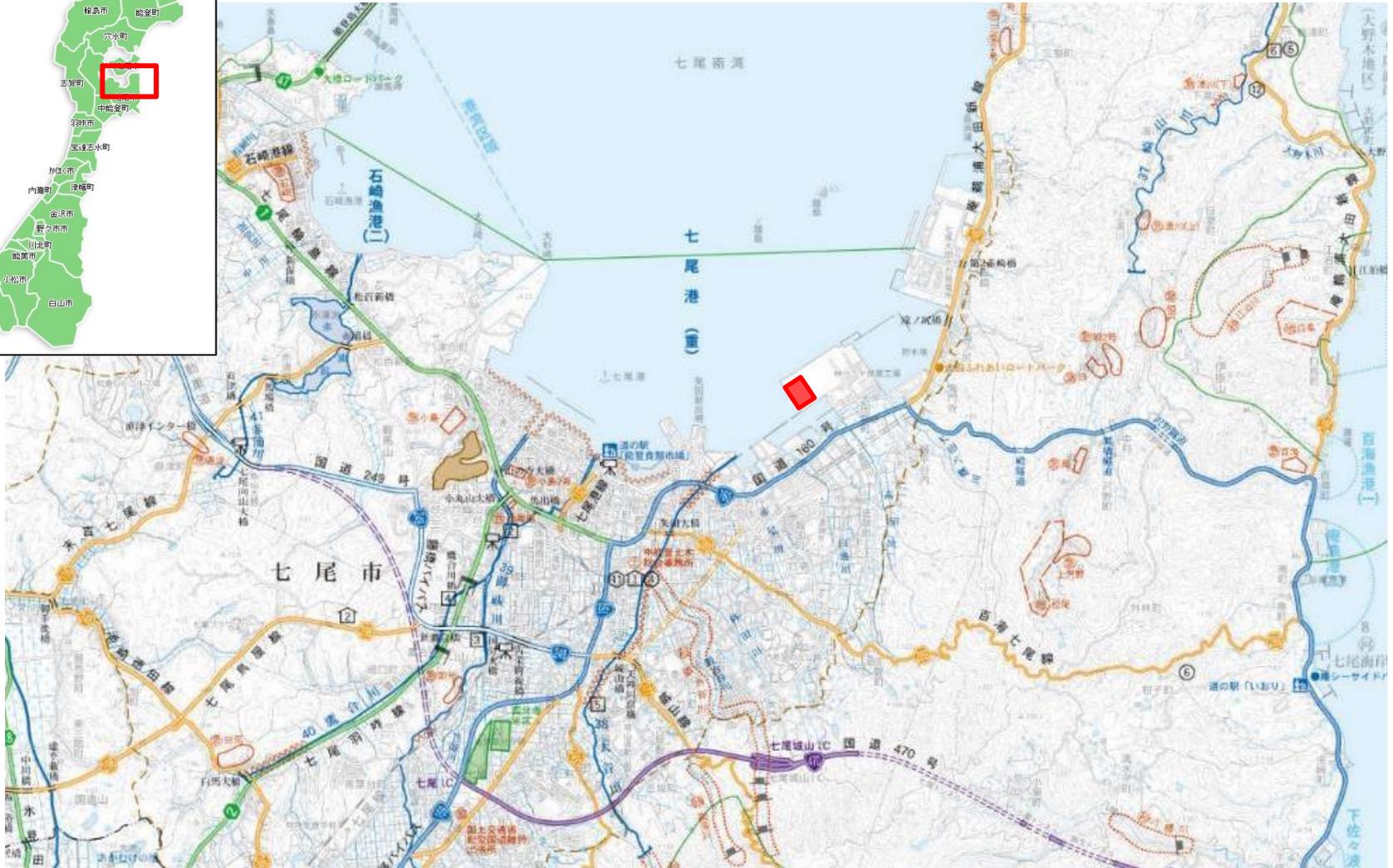
石川県土地利用基本計画変更(案)
補足説明資料

整理番号	地 域	頁
1	七尾都市地域(大田地区) — — — — — — — —	1
2	金沢森林地域(下谷地区) — — — — — — — —	5
3	津幡森林地域(竹橋地区) — — — — — — — —	8

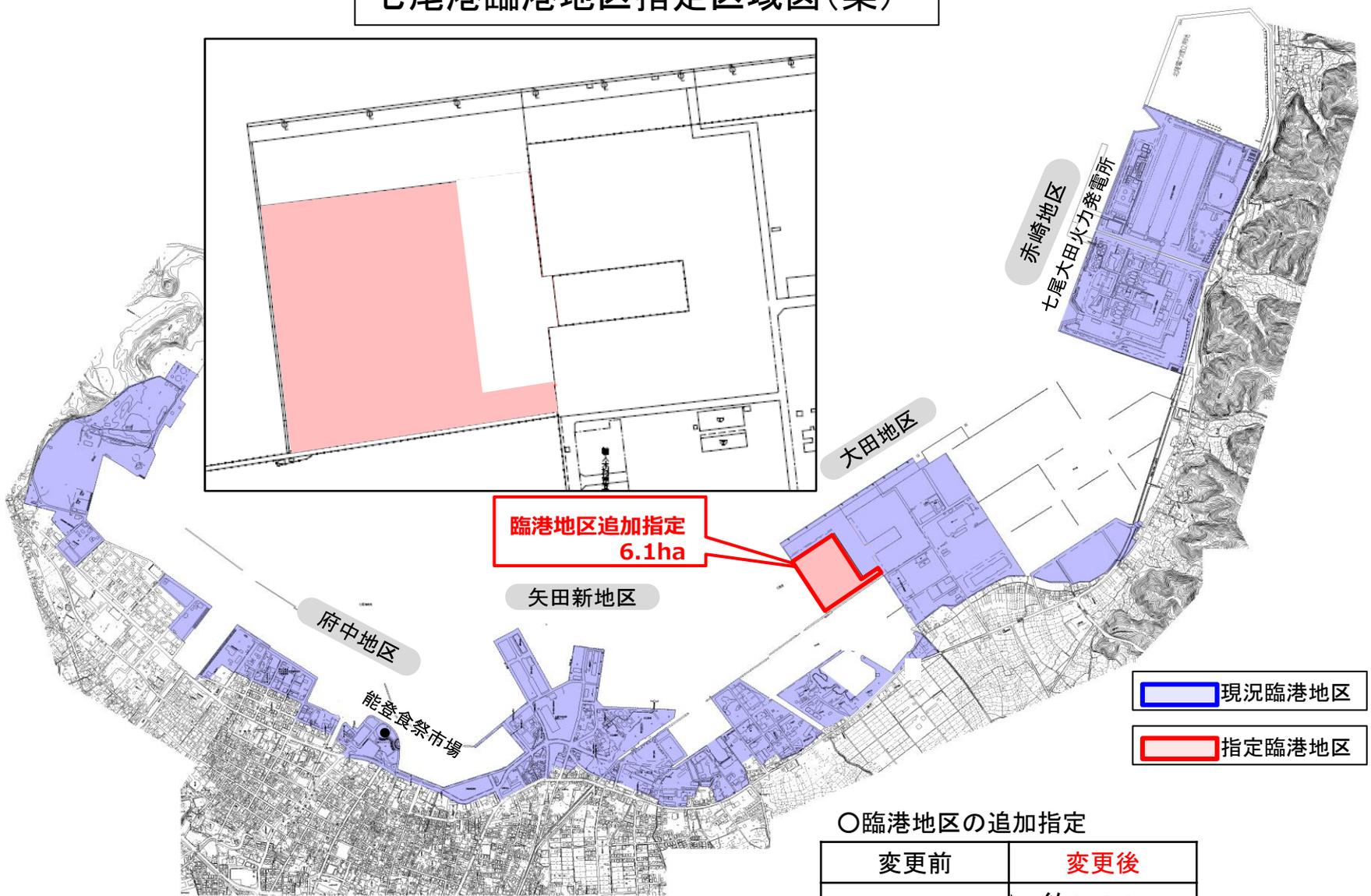
整理番号 1

変更地域名		七尾都市地域
位置（地区）		七尾市（大田地区）
事業の概要		<p>公有水面埋立地造成完了に伴う供用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回拡大部分 6.1ha ふ頭用地（野積場） ・全体 210.3ha（七尾港臨港地区全体面積） 岸壁、野積場、荷さばき地、等
変更内容（ha）		都市地域の拡大 6.1ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	—
	細区分の指定状況	—
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		その他6.1ha
変更を必要とする理由		公有水面埋立により生じた土地であり、現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。（臨港地区に指定することで、適正な港湾の管理運営を図る）
関連する個別規制法の措置（予定）		昭和47年都市計画区域となる地域として都市計画決定済み
その他参考事項		<p>公有水面埋立</p> <p>許可年月日：平成4年12月8日 着手年月日：平成5年2月12日 区域分割許可日：令和6年2月16日 竣工認可年月日：令和8年3月末（予定） 新たに生じた土地の確認：令和8年6月（議決日）（予定）</p> <p>地域地区の指定 用途地域（工業専用地域）、臨港地区を予定</p>

位置図



七尾港臨港地区指定区域図(案)



○臨港地区の追加指定

変更前	変更後
約204.2ha	約210.3ha (6.1ha追加)

(参考) 上空写真

着工前



現状



整理番号 2

変更地域名		金沢森林地域
位置（地区）		金沢市（下谷地区）
事業の概要		<p>道路の新設（市道瀬領・下谷線）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積：9.5741h （うち森林の区域：6.9059ha、うち開発行為に係る森林の区域：6.9059ha） ・事業主体：金沢市 ・了承日：平成18年5月25日 ・事業期間：平成18年5月25日から令和6年10月31日 ・完了届受理：令和6年11月5日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 6.9ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	都市地域 6.9ha 農業地域 6.9ha
	細区分の指定状況	調整区域 6.9ha 農用地域 0.7ha
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		道路 6.9ha
変更を必要とする理由		他用途転用により現況が森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。（林地開発連絡調整協議の了承により、道路を整備）
関連する個別規制法の措置（予定）		加賀地域森林計画の変更（令和7年度）
その他参考事項		<p>施設用地：市道瀬領・下谷線</p> <p>雨水：道路排水から既設水路へ</p> <p>所在地：金沢市下谷町チ82番外125筆</p>

位置図





①完成



④完成



②完成



③完成

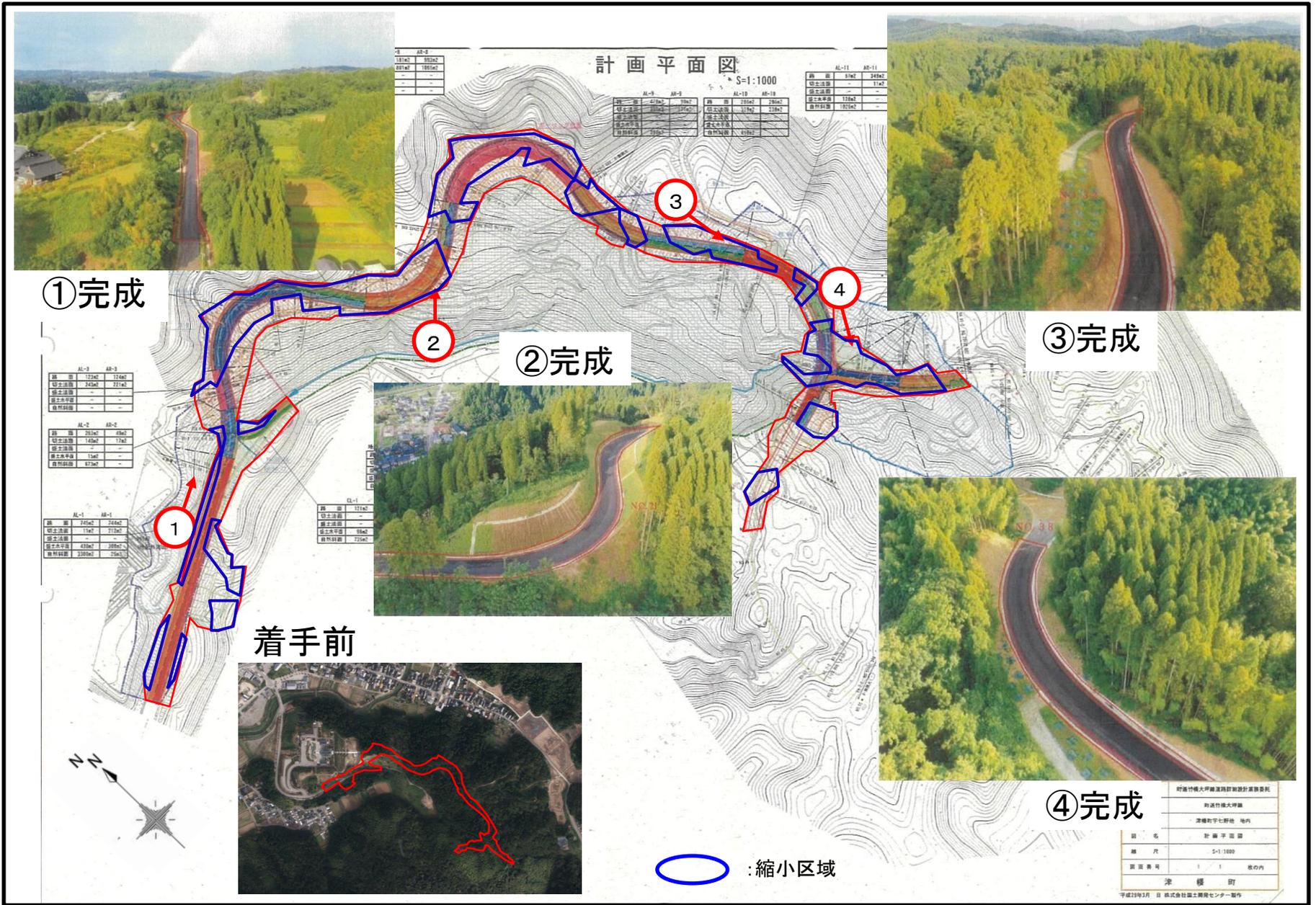


整理番号 3

変更地域名		津幡森林地域
位置（地区）		津幡町（竹橋地区）
事業の概要		<p>道路の新設（町道竹橋大坪線）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積：3.5257h （うち森林の区域：1.2937ha、うち開発行為に係る森林の区域：1.2937ha） ・事業主体：津幡町 ・了承日：平成30年4月25日 ・事業期間：平成30年4月25日から令和2年11月10日 ・完了届受理：令和7年1月8日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 1.3ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	農業地域 0.2ha
	細区分の指定状況	—
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		道路 1.3ha
変更を必要とする理由		他用途転用により現況が森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。（林地開発連絡調整協議の了承により、道路を整備）
関連する個別規制法の措置（予定）		能登地域森林計画の変更（令和7年度）
その他参考事項		<p>施設用地：町道竹橋大坪線</p> <p>雨水：道路排水から既設水路へ</p> <p>所在地：河北郡津幡町字竹橋ウ174番外44筆</p>

位置図





森林地域の縮小案件に係る会長専決及び情報提供(報告)
説明資料

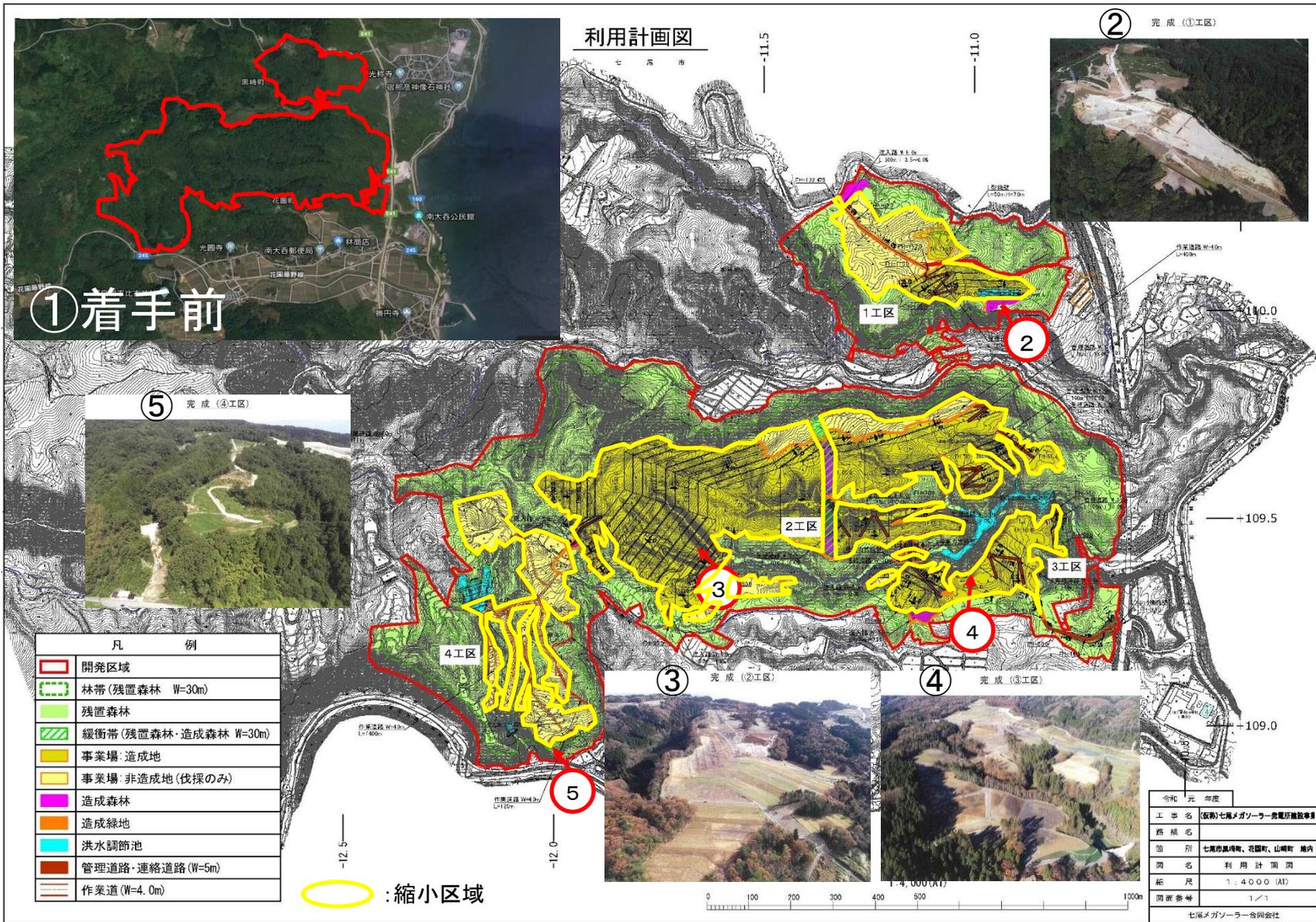
整理番号	地 域	頁
(会長専決)		
	変更地域別概要	1
1	七尾森林地域(黒崎地区)	2
2	穴水森林地域(沖波地区)	5
3	志賀森林地域(栢木地区)	8
(情報提供)		
4	小松森林地域(花立地区)	11

変更地域別概要

整理 番号	変更地域名	関係 市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況 (ha)					変更部分の 地目現況 (ha)	変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用 に関する基本的事項)	関連する 個別規制法 の措置 (予定)	個別規制法の調整状況		
			拡大 面積 (ha)	縮小 面積 (ha)	他地域と の重複		細区分の 指定状況		白地地 域の増 減					地目現況 (ha)	
					名称	面積	名称	面積						地目	面積
1	七尾森林地域 〔黒崎地区〕	七尾市 黒崎町		47.3	農	47.3	農用	8.0		その他	47.3	他用途転用により現況が森林でなくなり森林としての利用又は保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設用地を造成)	地域森林計画の変更 (令和6年度)	地域森林計画変更に係る林野庁との協議 (令和7年1月予定) 林地開発 許可年月日: R元.8.29【R2.3.19国土審報告 済】【R6.12.10国土審会長専決済】 完了確認年月日: R4.3.30	
2	穴水森林地域 〔沖波地区〕	穴水町 沖波		72.1	農	72.1	農用	5.0		その他	72.1	他用途転用により現況が森林でなくなり森林としての利用又は保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設用地を造成)	地域森林計画の変更 (令和6年度)	地域森林計画変更に係る林野庁との協議 (令和7年1月予定) 林地開発 許可年月日: H26.12.19【H27.2.13国土審報告 済】【R6.12.10国土審会長専決済】 完了確認年月日: R4.6.22	
3	志賀森林地域 〔栢木地区〕	志賀町 栢木		1.5	農	1.5	農用	1.5		道路	1.5	他用途転用により現況が森林でなくなり森林としての利用又は保全を図る必要がないため。(道路を新設)	地域森林計画の変更 (令和6年度)	地域森林計画変更に係る林野庁との協議 (令和7年1月予定) 林地開発 了承年月日: R元.8.1【R2.3.19国土審報告済】 【R6.12.10国土審会長専決済】 完了確認年月日: R4.11.7	
合 計				0										120.9	

整理番号 1

変更地域名		七尾森林地域
位置（地区）		七尾市（黒崎地区）
事業の概要		<p>太陽光発電施設用地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積：121.3ha （うち森林の区域：119.6ha、うち開発行為に係る森林の区域：47.3ha） ・事業主体：七尾メガソーラー合同会社 ・許可日：令和元年8月29日 ・事業期間：令和元年9月1日から令和4年4月30日 ・林地開発の完了確認：令和4年3月30日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 47.3ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	農業地域 47.3ha
	細区分の指定状況	農用地域 8.0ha
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		その他 47.3ha
変更を必要とする理由		他用途転用により現況が森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。（林地開発許可により、太陽光発電施設用地を造成）
関連する個別規制法の措置（予定）		能登地域森林計画の変更（令和6年度）
その他参考事項		<p>施設用地：太陽光発電施設</p> <p>雨水：調整池から水路を経て富山湾へ</p> <p>所在地：七尾市黒崎町アワラ241-1外280筆</p>



整理番号 2

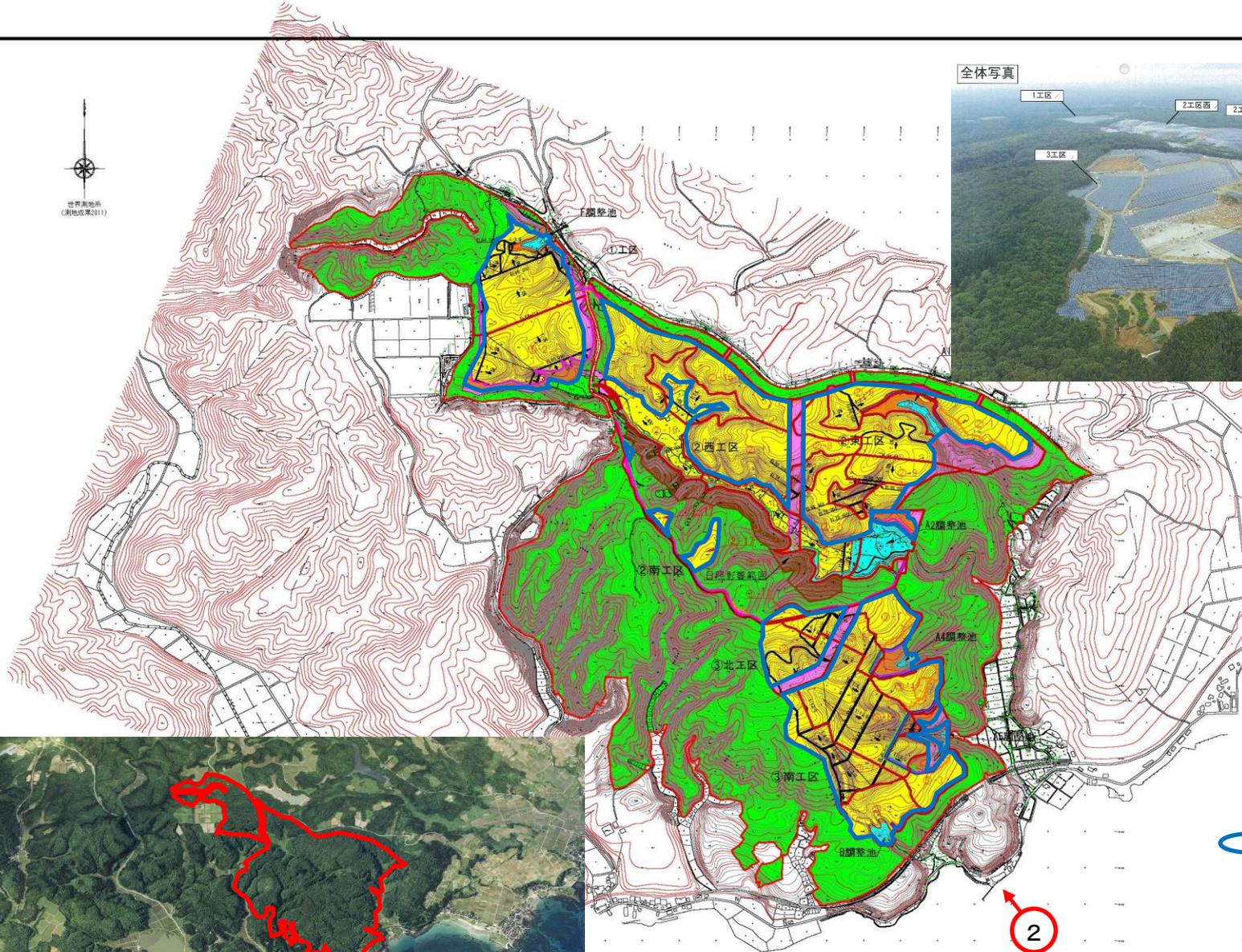
変更地域名		穴水森林地域
位置（地区）		穴水町（沖波地区）
事業の概要		<p>太陽光発電施設用地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積：179.3h （うち森林の区域：170.1ha、うち開発行為に係る森林の区域：72.1ha） ・事業主体：株式会社ウエストソリューション ・許可日：平成26年12月19日 ・事業期間：平成26年12月19日から令和4年6月30日 ・林地開発の完了確認：令和4年6月22日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 72.1ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	農業地域 72.1ha
	細区分の指定状況	農用地域 5.0ha
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		その他 72.1ha
変更を必要とする理由		他用途転用により現況が森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。（林地開発許可により、太陽光発電施設用地を造成）
関連する個別規制法の措置（予定）		能登地域森林計画の変更（令和6年度）
その他参考事項		<p>施設用地：太陽光発電施設</p> <p>雨 水：調整池から水路を経て七尾湾へ</p> <p>所在地：鳳珠郡穴水町字沖波九1番1外121筆</p>

位置図





②完了



凡例

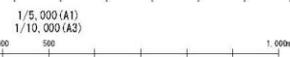
記号	名称
—	事業区境界線
■	太陽光発電施設用地
■	造成緑地
■	造成森林
■	日照影響範囲
■	管理用道路
■	水路
■	洪水調整池
■	残置森林

○ : 縮小区域



①着手前

②



平成	年度
工事名	穴水町太陽光発電所敷地造成
地区名	—
箇所	鳳珠郡穴水町沖波地内
図面名	利用計画図
縮尺	S=1/5,000
図面番号	1枚の内1

株式会社 ウエストエネルギーソリューション

整理番号 3

変更地域名		志賀森林地域
位置（地区）		志賀町（栢木地区）
事業の概要		<p>道路の新設（町道第6089号栢木大福寺線）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業面積：3.1ha （うち森林の区域：1.5ha、うち開発行為に係る森林の区域：1.5ha） ・事業主体：志賀町 ・了承日：令和元年7月22日 ・事業期間：令和元年8月1日から令和4年10月31日 ・林地開発の完了確認：令和4年11月7日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 1.5ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	農業地域 1.5ha
	細区分の指定状況	農用地域 1.5ha
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		道路 1.5ha
変更を必要とする理由		他用途転用により現況が森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。（林地開発連絡調整協議の了承により、道路を整備）
関連する個別規制法の措置（予定）		能登地域森林計画の変更（令和6年度）
その他参考事項		<p>施設用地：町道第6089号栢木大福寺線</p> <p>雨水：道路排水から既設水路へ</p> <p>所在地：羽咋郡志賀町栢木ヨ25番6外27筆</p>

位置図



①着手前



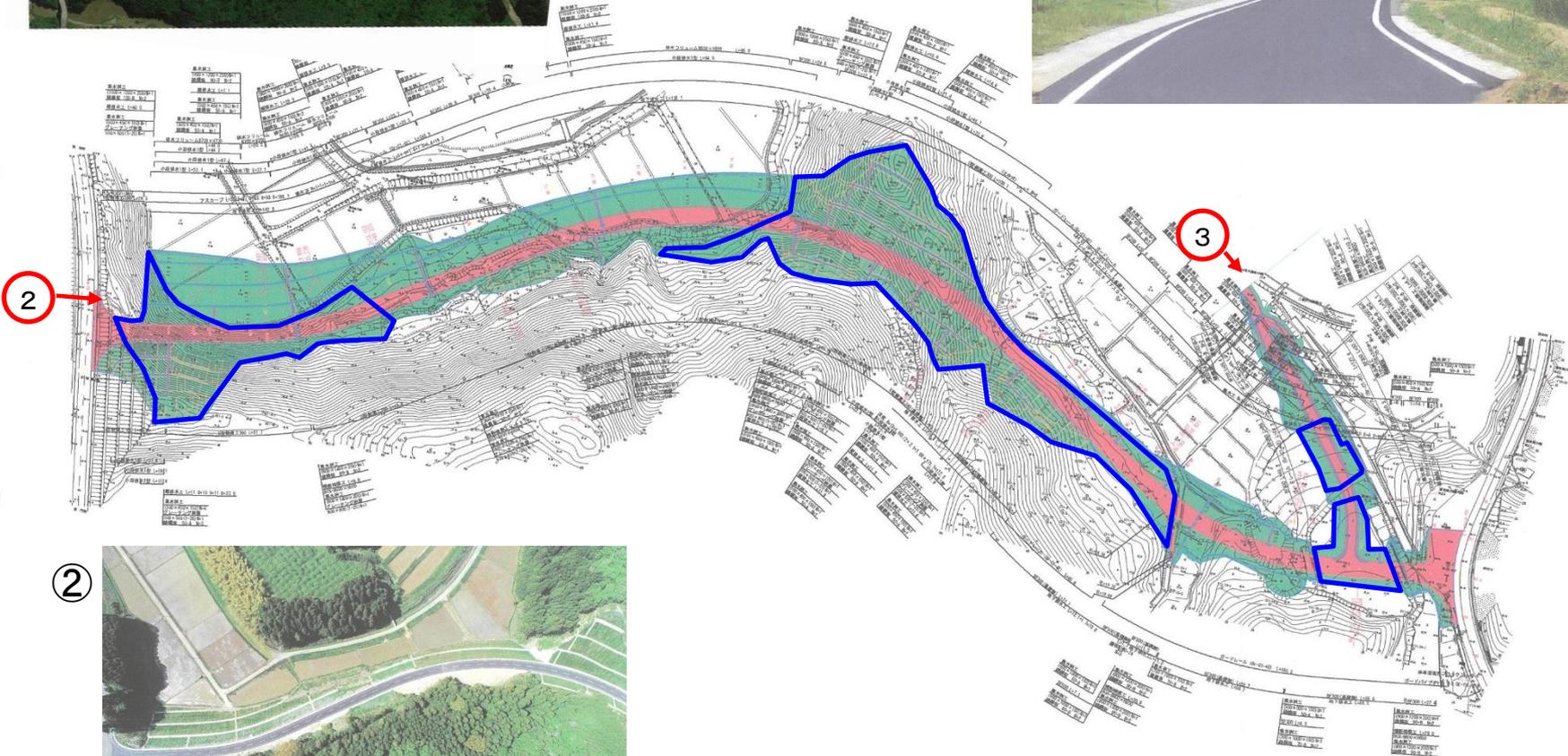
土地利用計画図(全体)

A1 S=1:1000
A3 S=1:2000

③



②



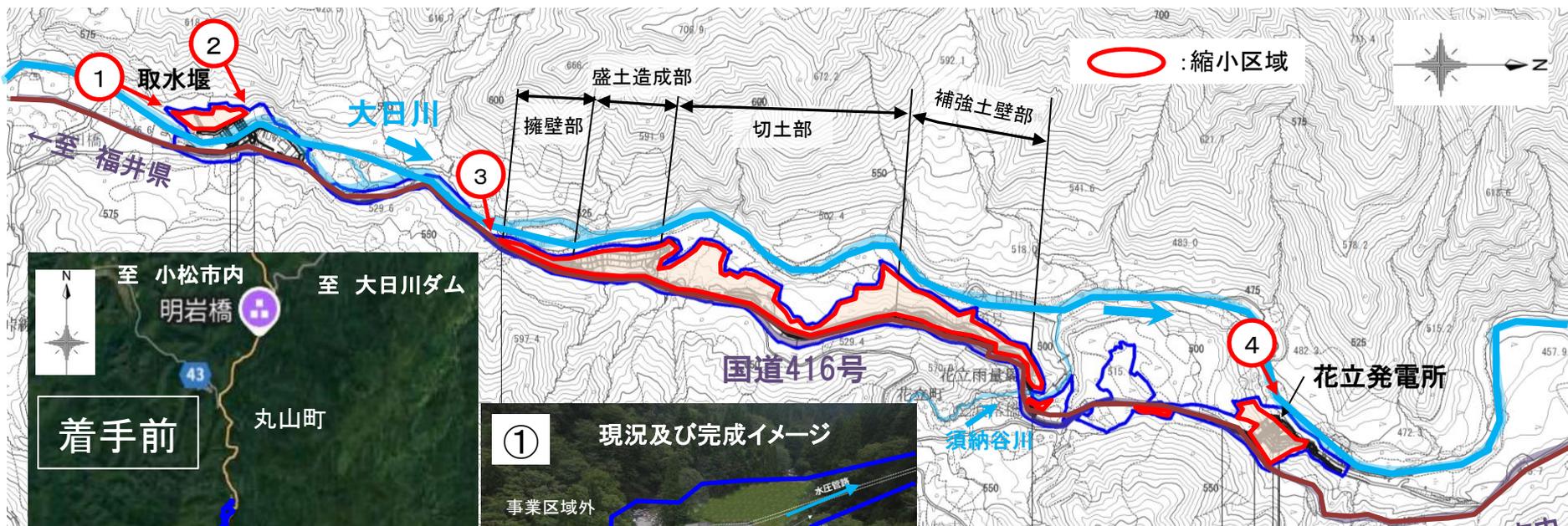
0 10 20 50 100
1:1000

凡例		平成30年度	
青	指定用途地域	工 事 名	道路(新設)舗装工事
赤	第一種市街地	図 例	道路(新設)舗装工事
緑	第一種市街地	■	道路(新設)舗装工事
黄	第一種市街地	□	道路(新設)舗装工事
白	第一種市街地	○	道路(新設)舗装工事
...

○ : 縮小区域

整理番号 4

変更地域名		小松森林地域
位置（地区）		小松市（花立地区）
事業の概要		<p>水力発電施設用地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域面積：9.5ha （うち森林の区域：4.8ha、うち開発行為に係る森林の区域：2.7ha） ・事業主体：北陸電力株式会社 ・許可日：令和7年4月9日 ・事業期間：令和7年10月1日から令和12年12月27日
変更内容（ha）		森林地域の縮小 2.7ha
変更部分の 重複状況等（ha）	他地域との重複	—
	細区分の指定状況	—
	白地地域の増減	—
変更区分の現況地目		森林 2.7ha
変更を必要とする理由		林地開発許可により、水力発電施設用地を造成
関連する個別規制法の措置（予定）		加賀地域森林計画の変更
その他参考事項		<p>施設用地：水力発電施設</p> <p>雨 水：排水施設を経て、大日川へ</p> <p>所在地：小松市花立町チ1番1 外25筆</p>



石川県国土利用計画審議会運営要領の改正について

1 現在の取扱い

- (1) 審議会委員の任命後、初回の会議が開催されるまでは会長が選任されていないため、石川県企画振興部長が招集している。
- (2) 令和6年2月に開催を予定していた令和5年度国土利用計画審議会について、令和6年能登半島地震の影響により、急遽、書面開催とした。

→国土交通省は、令和4年度に「土地利用基本計画に係る運用指針」を見直しており、審議会の運営については、事務効率の観点から、土地利用基本計画の総合調整の機能に支障をきたさない範囲内で、一定事項に関しては、書面やオンラインによる開催、審議会の長による専決が可能であることを明示し、更なる弾力的な運用を周知している。

→「森林地域の縮小案件（白地地域を生じるもの以外）」については、会長専決ができるよう、令和6年度に運営要領を改正した。

2 改正内容

- (1) 審議会委員の任命後、初回の会議の招集に関する条文を追記
 - ・委員の任命後、初回の会議の招集は石川県企画振興部長が行うものとする。
- (2) 書面による議決に関する条文を追記
 - ・会長が必要と認める場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができるものとする。

3 施行日

令和8年4月1日

石川県国土利用計画審議会運営要領の一部改正（案）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">石川県国土利用計画審議会運営要領</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 会長は、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の3日前までに委員に通知しなければならない。<u>但し、委員の任命後、初回の会議の招集は企画振興部長が行うものとする。</u></p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>会長が必要と認める場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>附則 この要領は、昭和49年12月4日から施行する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附則</u> <u>この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">石川県国土利用計画審議会運営要領</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) 会長は、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の3日前までに委員に通知しなければならない。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

石川県国土利用計画審議会運営要領

この要領は、石川県国土利用計画審議会条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

1 一般的事項

- (1) 会長は、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の3日前までに委員に通知しなければならない。但し、委員の任命後、初回の会議の招集は企画振興部長が行うものとする。
- (2) 会議は公開して行うものとする。但し、議長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (3) 議長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (4) 会議の議事については、会議録を作成し、議長がこれに署名するものとする。
- (5) 会長が必要と認める場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

2 議事及び採決に関する事項

- (1) 委員は、発言しようとするときは、挙手し、議長の許可を受けた後発言するものとする。
- (2) 議長は、質疑又は討議の要旨が尽きたと認めるときは、その終結を宣言できる。
- (3) 議長は、採決が必要である事項に関し質疑又は討議が終結したと認めるときは、議題を宣告して、その採決を行うものとする。

3 特別委員会に関する事項

上記1、2の規定は、特別委員会の会議に準用する。この場合1の(1)(5)の「会長」、1の(2)(3)(4)、2の(1)(2)(3)の「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

4 議事の特例

会長は、石川県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件（白地地域が生じるもの以外のものに限る）について、審議会が適当と認めたものとして専決することができる。また、専決後は直近の審議会に報告するものとする。

5 庶務に関する事項

審議会の庶務は、企画振興部企画課において行う。

6 その他の事項

この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和49年12月4日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年12月10日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

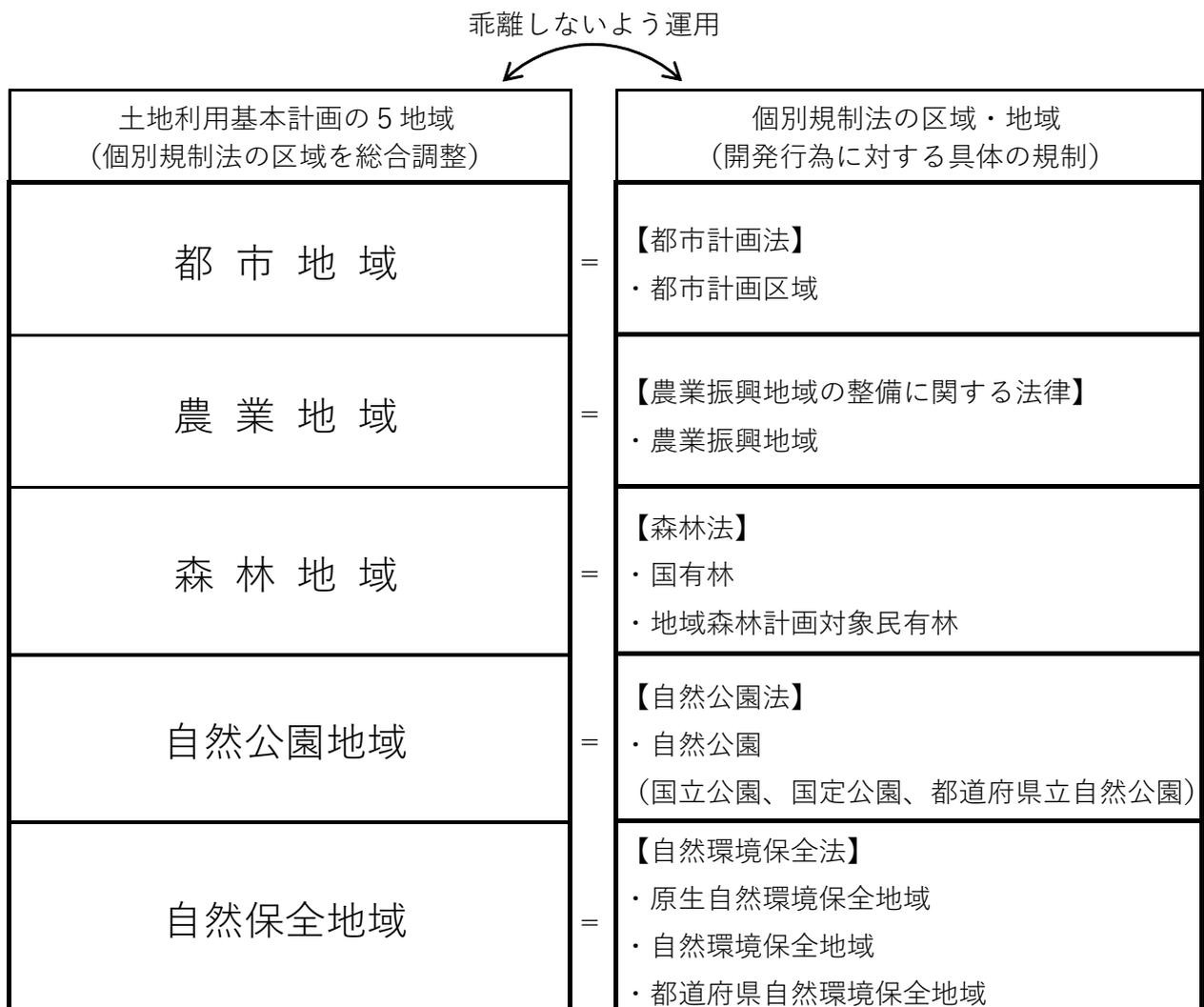
土地利用基本計画の概要

国土利用計画法に「都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。」と規定されており、土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域を定めることとされている。

この5地域には、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などそれぞれに対応する個別規制法があり、開発行為に関する具体的な規制については、これらの個別規制法で行っている。

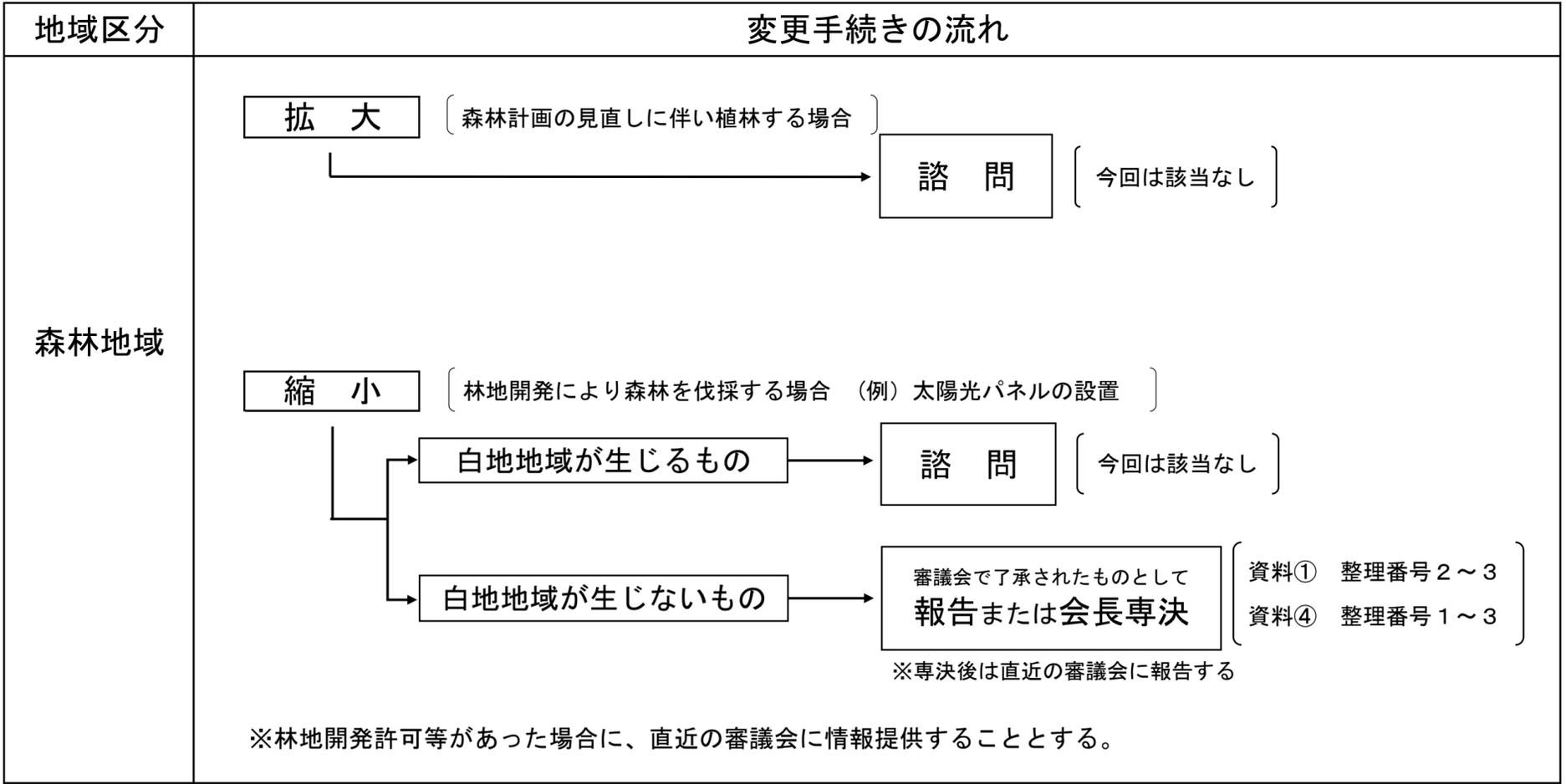
これらの個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、土地利用基本計画が位置付けられており、個別規制法上の規制区域・地域を変更する場合は、5地域と乖離しないよう、あらかじめ土地利用基本計画を変更する必要がある。

変更する場合は、この国土利用計画審議会の意見を聴くこととされている。

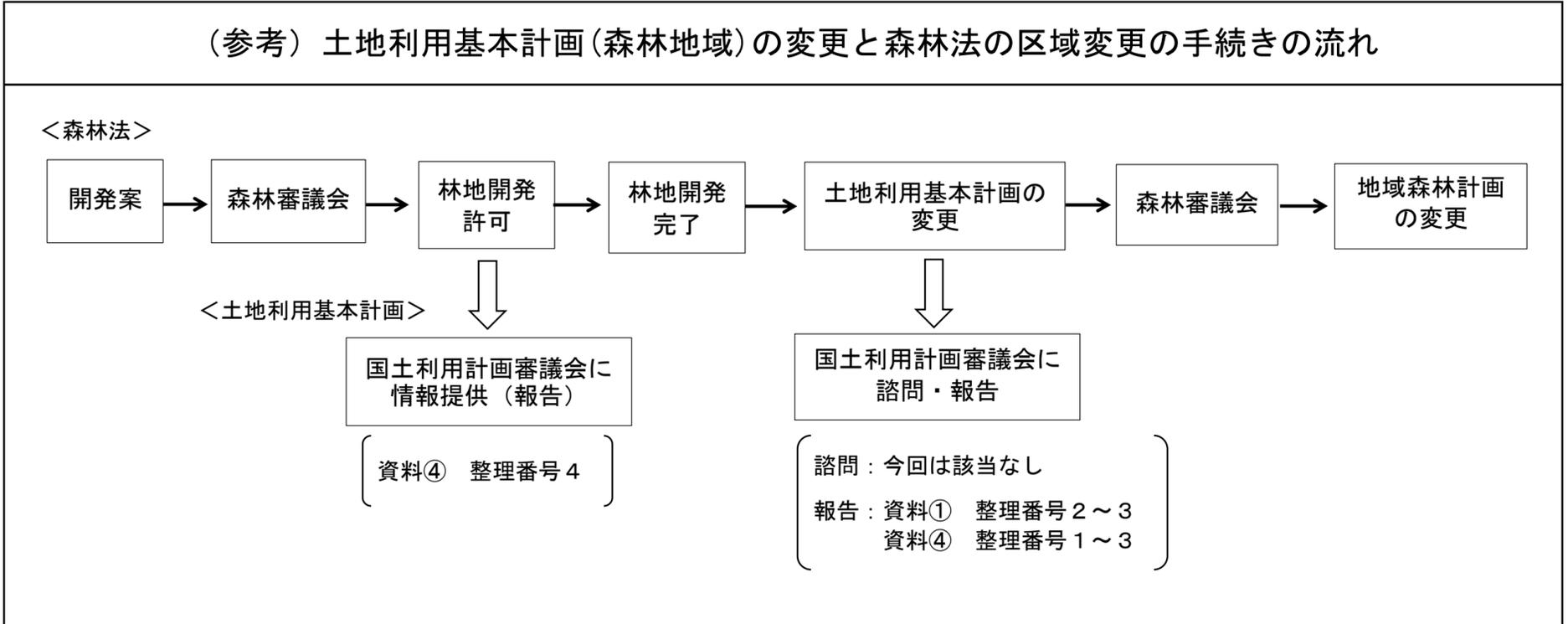


※ 地域が重複することや、5地域のいずれにも属さない箇所（白地地域）もある

土地利用基本計画(森林地域)の変更における取扱い
(平成24年2月8日審議会決定、令和6年12月10日運営要領改正)



※白地地域とは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域のいずれにも該当しない地域



石川県国土利用計画審議会条例

昭和四十九年十月八日条例
第六十二号

(設置)

第一条 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(全部改正〔平成一二年条例四号〕)

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。
2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
(一部改正〔昭和五九年条例六号〕)

(委員)

第三条 委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 特別委員会に委員長を置き、その特別委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 委員長は、特別委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、特別委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第八条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月二十七日条例第六号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第四号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。(後略)
(石川県国土利用計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に石川県国土利用計画地方審議会の委員である者は、その任期が満了するまで、第八条の規定による改正後の石川県国土利用計画審議会条例の規定による石川県国土利用計画審議会の委員とする。

石川県国土利用計画審議会運営要領

この要領は、石川県国土利用計画審議会条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

1 一般的事項

- (1) 会長は、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の3日前までに委員に通知しなければならない。
- (2) 会議は公開して行うものとする。但し、議長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (3) 議長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (4) 会議の議事については、会議録を作成し、議長がこれに署名するものとする。

2 議事及び採決に関する事項

- (1) 委員は、発言しようとするときは、挙手し、議長の許可を受けた後発言するものとする。
- (2) 議長は、質疑又は討議の要旨が尽きたと認めるときは、その終結を宣言できる。
- (3) 議長は、採決が必要である事項に関し質疑又は討議が終結したと認めるときは、議題を宣告して、その採決を行うものとする。

3 特別委員会に関する事項

上記1、2の規定は、特別委員会の会議に準用する。この場合1の(1)の「会長」、1の(2)(3)(4)、2の(1)(2)(3)の「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

4 議事の特例

会長は、石川県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件（白地地域が生じるもの以外のものに限る）について、審議会が適当と認めたものとして専決することができる。また、専決後は直近の審議会に報告するものとする。

5 庶務に関する事項

審議会の庶務は、企画振興部企画課において行う。

6 その他の事項

この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和49年12月4日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年12月10日から施行する。